

平成26年12月12日

自動車運送事業者 各位
レンタカー事業者 各位

埼玉運輸支局長

降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

今期においては、去る12月2日に、北海道において凍結路面で貸切バスが路外転落し、訪日外国人旅行客等17名が負傷する事故が既に発生しているところではあります。

また、昨冬期の記録的な大雪により多数の立ち往生車両が発生した事などを踏まえ、本年11月に災害対策基本法が改正・施行され、その対策の強化が図られ、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて迅速に立ち往生車両の移動等の措置が講じられることとなっております。

これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、次の事項について対策を行い、事故の防止に努めるようお願いいたします。

【バス、タクシー、トラック等共通】

- (1) 気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
 - ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実にを行うこと。
 - ② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
 - ③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
 - ④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
 - ⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

【バス】

- (2) 乗務員に対して、高齢者、障害者等要配慮者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等要配慮者の車内での転倒事故防止に努めること。
- (3) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すること。

【レンタカー】

降積雪期における道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保等の留意事項について、利用者に対し周知するよう努めること。